

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当たる翌日が休日には、その日を除く)

第17条第一項並びに第百十八条の規定に基づき、昭和四十七年度第二次自衛官(二等陸士、二等海士及び二等空士)募集の募集期間、試験期日、試験場等を、次のとおり告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 朗

## 一 募集期間

昭和四十七年七月一日から昭和四十七年九月三十日まで

## 二 試験期日

(一) 日曜日  
(二) 次に掲げる日以外の日とする。

## 三 試験場の位置及び名称

鳥取市鍛治町十八の三 自衛隊鳥取地方連絡部

倉吉市仲之町 自衛隊鳥取地方連絡部倉吉募集事務所

米子市立町四丁目 自衛隊鳥取地方連絡部米子広報センター

## 四 その他

## (一) 応募資格

採用予定月の一日現在で十八歳以上二十五歳未満の日本国籍を有する者で、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第三十八条第一項各号の一に該当しないもの

## (二) 試験科目

ア 筆記試験(国語(作文を含む。)、社会及び数学)

鳥取県告示第四百七十五号

自衛隊法施行令(昭和二十九年政令第百七十九号)第一百四十四条及び第一百

## イ 身体検査

ウ 適性検査及び口述試験

## 鳥取県告示第四百七十六号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に

基づき、次のように保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	登録の記号及び番号	登録の年月日
久田高士	鳥薬第二六八号	昭和四十七年六月二十九日

## 鳥取県告示第四百七十八号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第六条の三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく昭和四十七年度における事業計画を次のとおり定めたので、同法同条第五項の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

調査を行なう者の名称	調査地域	調査期間	調査換算面積
鳥取市	大字島、徳尾、里 仁、大楠の一部	昭和四十八年三月三十一日まで	○・八〇平方キロメートル
米子市	富益町	"	二・〇〇"
気高町	大字下光本、常松 の一部	"	○・五九"
名和町	大字加茂の一部	"	二・二二"
日吉津村	大字富吉、今吉、 日吉津	"	一・八五"

場所 鳥取県厅  
二 事案の内容  
(一) 聽聞当事者の住所及び氏名

鳥取市正蓮寺一三六 福田憲太郎

イ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十一条の規定による液化石油ガス販売事業の停止命令に関する件  
ロ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第二十二条の規定による業務主任者の解任命令に関する件

一 聽聞会の期日及び場所  
期日 昭和四十七年七月二十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十七年七月十四日

昭和47年7月14日 金曜日

## 鳥取県公県

第4358号 (第三種郵便物認可)

## 鳥取県告示第四百七十九号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第八条第一項の規定に基づき、同法第四条第一項本文の種畜証明書を次のとおり交付した旨の通

報があつたので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石破二朗

種畜證明 書番号 名前 品種 生年月日 産地 父 母 級別 飼養者の住所又は名称  
昭四七鳥取県 第五氣高 黒毛和種 四一・五・二〇 気高郡氣高町 氣高 やました 一級 鳥取市国安  
第一号 第二号 野雪大 " " 東伯郡赤崎町 野村十一 あさゆき 二級 鳥取県種畜場鳥取分場

第三号 裕星 " " " " 日野郡日南町 裕豊 あおば " " " " " " " "

第四号 昌武 " " " " " " " " " " " " " "

第五号 福氣高 " " " " " " " " " " " " " "

第六号 北氣高 " " " " " " " " " " " " " "

第七号 高 " " " " " " " " " " " " " "

第八号 ロングフィールドデイブ  
ソンドンカーダイ " " " " " " " " " " " " " "

第九号 ヴィドソンカーダイ  
ノースサリー " " " " " " " " " " " " " "

第十号 マスタークリック  
シヤムブリック " " " " " " " " " " " " " "

第十一号 ロツクウェイ  
セプター " " " " " " " " " " " " " "

第十二号 ワンダーチャーマー  
コイワイ " " " " " " " " " " " " " "

正森 田黒毛和種 " " " " " " " " " " " " " "

富 " " " " " " " " " " " " " "

四六・三・五 日野郡溝口町 八頭郡用瀬町 気高 " " " " " " " " " " " " " "

榮山 ひめとみ " " " " " " " " " " " " " "

八國郡智頭町 静進 " " " " " " " " " " " " " "



5 昭和47年7月14日 金曜日

## 鳥 取 県 公 報

第4358号 (第三種郵便物認可)

第二	二八号	吉	廣	四五・七・八	"	吉	徳	まつばら	"	東伯郡閔金町
第二	九号	清	竜	四五・四・六	日野郡日南町	清	光	ふじみ	"	種子原一
第三	〇号	吉	鹿	四五・一〇・一三	"	吉	光	まんてん二	二級	倉吉市三明寺
第三	一〇号	松	氣	高	高	"	"	さわしげみち	倉吉市口山	松島昭
第三	二号	吉	徳	四二・五・二三	倉吉市	第二	氣高	倉吉市別所	井松	高力秋
第三	三号	光	徳	四二・九・五	日野郡溝口町	吉	光	増井	北野	東伯郡赤崎町
第三	四号	初	文	四二・六・一〇	日野郡江府町	裕	豊	高節	東伯郡東伯町	東伯郡三朝町
第三	五号	徳	文	四二・五・一	東伯郡大栄町	花	徳	尾井	東伯郡赤崎町	高稔雄
第三	六号	久	久	四二・三・二五	岡山県阿哲郡	笠	三	高尾	東伯郡東伯町	東伯郡三朝町
第三	七号	豊	豊	四〇・七・二三	東伯郡大栄町	花	郷	高見	東伯郡東伯町	高見
第三	八号	野村	十一	四五・一・二	日野郡江府町	吉	た	み	三朝	三朝
第三	九号	春	霜	三七・五・一〇	岡山県新見市	千代田	みほ	夫	岸田	岸田
第四	二号	第七	桑	三九・四・六	日野郡溝口町	第三十三東豊	のむら四	巴	田克巳	田克巳
第四	二号	福	光	四〇・二・二四	広島県比婆郡	第五力	ひさら四	夫	東伯郡大栄町	東伯郡大栄町
第四	二号	桑	春	四三・八・一六	西伯郡岸本町	第六吉花	かわます	夫	鳥取種畜牧場	鳥取種畜牧場
第四	二号	桑	春	四三・一一・九	東伯郡赤崎町	第七豊桑	ひさばやし	はる	豊	豊

第四三号	富士寿恵六	四四・五・一	岡山県真庭郡新愛	ふじすえ
第四四号	アツブルクルセライ	四〇・九・一三	カナダ	クリスクロス
第四五号	ボンドヘイブンラグ ミソノスカイラーク シカドミネータ	四一・一・五	北海道静内郡	デインウォークミソノ
第四六号	ボンドヘブンラグ アツブルシユート アーモンドシュー アイバントホーリュ	四一・三・一六	カナダ	ソニリーテキサル シユーパリーム オスボンデール アイバントホーリュ
第四七号	ミネント ローガフ テキサルパイン	四三・四・二四	アメリカ	ボンドヘブンセン チユリアンエスパン ラベーカスダイス ライボーライアス
第四八号	ローマンデール ローヤルブルス パインラブアツブル テキサル	四三・一一・三	東伯郡赤崎町	ローザフサイライ ソニマローヤル プリムス
第四九号	ローマンデール ローヤルブルス パインラブアツブル テキサル	四五・九・一九	カナダ	ローマンデール テキサルデー
第五〇号	ローマンデール ローヤルブルス パインラブアツブル テキサル	四五・九・二七	東伯郡赤崎町	ローマンデール マキシム
第五一号	秀山	四〇・六・一〇	米子市	ソニマローヤル ラグアツブルシユ
第五二号	第二大山	四四・三・一〇	鳥取市	ローマンデール デージー
第五三号	朝日	第三氣高	第六吉花	ローナベリーテキサル
第五四号	栄豊	光	りそう	マキシム
第五五号	生久	光	ばんざくら	ローマンデール マキシム
第五六号	梶行	豊	よしじ	ローマンデール マキシム
第五七号	あきさだ	かじはな	さゆり	ローマンデール マキシム
二級	二級	二級	二級	二級
米子市東町	西伯郡大山町	西伯郡淀江町	野口宗一郎	東伯郡赤崎町 鳥取県種畜場
米子市農業協同組合	西伯郡西伯町	橋本誠之助	典	

第五八号	美保錦	"	四三・六・八	米子市八幡	第三榮	きおん	"	境港市竹内町	山本賢
第五九号	春光	部2	"	"	"	"	"	米子市別所	横山頼介
第六〇号	勝	"	"	"	"	"	"	西伯郡岸本町	第十二榮光
第六一号	松高	"	"	"	"	"	"	西伯郡西伯町	氣高
第六二号	幸栄	"	"	"	"	"	"	かげやま	第二やよい
第六三号	明光	"	"	"	"	"	"	日野郡日南町	吉光
第六四号	三一七九ミンクベアランドレー	ラングドレー	四三・八・二四	米子市	シンチク	ミングベアラングダーリングダート46	二級	西伯郡日吉津村	三級
第六五号	六八一六 一七一ドラゴン カリスボーモレー5	ラングドレー	四五・三・一六	"	三八一三五	リンドガード	二級	境港市外江町 山崎岩三郎	境港市外江町 山崎岩三郎
第六六号	アルノギルビア190	"	四六・四・一二	オランダ	ドロゴンアリエル	二〇五二チヨールス	"	鳥取県中小畜試験場	"
第六七号	タバーアリネ	"	四六・四・二三	"	トルドカラスピールス	トルドカラスピールス	"	米子市西三柳	"
第六八号	ザ3セフエンジムシ1 大ヨーク シャー種	"	四五・二・二二	米子市	ザジユリニアスシード 635	六七一五	"	鳥取県中小畜試験場	"
第六九号	インベラ	ハンドシャ	四三・二・九	アメリカ	アーリネ	アーリネ	"	米子市西三柳	"
第七〇号	チャンチャンジャー	"	四三・二・二二	"	アーリネ	アーリネ	"	鳥取県中小畜試験場	"
第七一号	クリークリップブリ	トラベルオン	四四・三・一三	茨城県	ダーラン	ダーラン	"	米子市西三柳	"
第七二号	ニセス69-4023	クライブ	四四・一〇・二〇	米子市	ソフトラツチトウ	ソフトラツチトウ	"	鳥取県中小畜試験場	"
	レ95アミートラベル デ1スター69-2	"	"	"	プリンセスサス	プリンセスサス	"	鳥取県中小畜試験場	"
		"	"	"	テーオーダミー	テーオーダミー	"	鳥取県中小畜試験場	"

第七三号	昭栄一	黒毛和種	四三・一・六	日野郡日南町吉光	しようえい
第七四号	南高	洋	四四・三・一四	岩美郡岩美町気	第四うのこへい
第七五号	高	第二政光	四五・三・五	西伯郡西伯町政	ますゆき
第七六号	洋	第二政光	四五・四・一	西伯郡会見町政	たかひめ三
第七七号	伯光	二昭栄	四五・七・一	日野郡溝口町吉	まつ六
第七八号	仁徳	始	四五・七・二	西伯郡西伯町昭栄	よこう
第七九号	山	"	四五・六・一五	一	くに
第八〇号	聰	"	四五・三・五	吉光	第三すみれ
第八一号	山	"	"	"	第二よしこ
第八二号	第六吉花	"	四三・六・七	岡山県阿哲郡哲多町	"
第八三号	第八十八栄光	"	四三・七・一七	第二難波	"
第八四号	第二鵬玉	"	四五・八・五	西伯郡岸本町第一二栄光	"
第八五号	第一二鵬玉	"	四五・八・二	日野郡溝口町裕昌	"
第八六号	日野郡日南町吉光	"	四五・一〇・二〇	日野郡溝口町吉	"
第八七号	きよかみ一	"	むらさかえ五	西伯郡岸本町口知明	"
		"	三級	西伯郡岸本町加川潔	西安郡西伯貞紀
		"	"	米田市崎三柳	恩田官一
		"	"	二	三級安部貞紀



鳥取県公報

00716

第一〇三号	日	光	"	四三・七・一二	日野郡溝口町	吉	光	さかえ	二級	"
第一〇四号	春	豊	"	四四・二・一三	日野郡江府町	第三十三東豊	たになか	まつ	"	藤森寿明
第一〇五号	松	王	"	四六・二・二	日野郡日南町	吉	光	まつ	"	高平清孝
第一〇六号	山	七	"	四五・一一・二五	"	"	"	"	"	"
第一〇七号	第六田中	"	"	四六・五・一〇	"	日	光	いばらや四	"	"

鳥取県告示第四百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十七年七月十四日

鳥取県知事 石破二朗

（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。  
昭和四十七年七月十四日  
鳥取県知事 石破二朗  
一 解除予定に係る保安林の所在場所  
岩美郡国府町大字雨滝字正石九五八（次の図に示す部分に限る。）  
二 保安林として指定された目的  
水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び国府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

魚つき

三 解除の理由

道路敷地とするため

鳥取県告示第四百八十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法

鳥取県告示第四百八十二号

昭和三十九年八月鳥取県告示第五百四号（鳥取県収納代理金融機関の指

05117

第4358号 (第三種郵便物認可)

押印の一部を次のものに改用すべし。

留保印十七年七月十四日

鳥取県知事 石破一郎

昭和47年7月14日

受験願書等の提出先

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県農林部農業指導課

7 その他

試験について不明の点は、鳥取県農林部農業指導課に照会すること。

## 公 告

鳥取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月鳥取県条例第59号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

昭和47年7月14日

鳥取県知事 石破一郎

1 試験期日

昭和47年10月25日から10月27日まで

2 試験場所

鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県庁講堂

3 受験資格

条例第4条及び第5条による。

4 試験方法

条例第3条による。

5 受験願書の受付期間

昭和47年8月10日から9月9日まで（郵送の場合は、9月9日までの  
消印のあるものは有効とする。）